

箕面市支援教育方針の進捗について

1. 通級指導教室について
2. LITALICO教育ソフトの活用について
3. 研修の充実について
4. 支援教育専門員について

令和 6 年 7 月 1 日
令和 6 年度第 1 回箕面市支援教育充実検討委員会

1. 通級指導教室について

1 令和5年度に引き続き、通級指導教室を全校に設置

- 令和5年度に全校に通級指導教室を設置し、学びの場の選択肢が増えたことにより、利用する児童生徒数が増加しました。
- 令和6年度についても、通級指導教室の利用を希望する児童生徒数が増加しているため、引き続き、全校に設置しました。

2 通級指導教室の利用者が多い学校については、複数名の教員を配置

- 通級指導教室の利用者が多い、小学校4校（北小、萱野小、萱野東小、豊川南小）、中学校1校（第五中）については、複数名の通級指導担当教員を配置しました。

1. 通級指導教室について

3

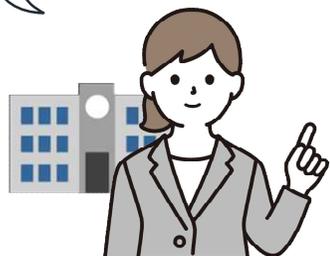
通級指導教室に配置される教員が複数ではなく1人の配置であり、かつ、その教員が初めて通級指導教室を担当する場合は、通級指導の経験豊富な教員が巡回し、サポートする体制を構築

- ・通級指導教室の指導については、通常学級や支援学級の指導とは異なるため、専門性が求められる。
- ・初めて通級指導教室を担当する教員が1人で配置される学校については、研修や月に2回実施する通級指導教室担当者会に加え、経験の豊富な教員が、当該校を巡回し、サポートを実施しています。

巡回サポートの内容

●●さんが黒板の板書をノートに書くことが難しいようです。

視覚認知をトレーニングすると困り感の解消に繋がるかもしれないよ。



経験の豊富な教員
〔A校〕

A校の教員がB校に
巡回サポート



初めて通級指導教室
を担当する教員
〔B校〕

【通常学級】
通常の教育課程に基づく指導

【支援学級】
個別の指導計画に基づく、
特別の教育課程による個別又は
少人数の指導

【通級指導教室】
困り感に応じた特別の指導を
別室で行う指導

2. LITALICO教育ソフトの活用について

1 通常学級においても「LITALICO教育ソフト」を活用

- 令和5年度より、「支援学級に在籍する児童生徒」や「通級指導教室を利用する児童生徒」に対し、指導やアセスメントに「LITALICO教育ソフト」を活用しています。
- 上記に加え、5校（とどろみ小、中小、豊川南小、第一中、第五中）において、「通常学級に在籍する児童生徒」についても、希望者に対し、LITALICO教育ソフトによる分析を行い、学校や保護者へのフィードバックを実施しています。
- 学校へのフィードバックの際には、クラスや学年の傾向を分析し、今後のクラス運営や授業づくりに活用を進めています。

3. 研修の充実について

1 研修の充実(令和6年度)

令和6年度も継続して、支援教育をより推進できるようニーズに応じた研修を実施しています。なお、令和6年度は、約40回の研修および学習会の開催を予定しています。（支援教育担当者会等を含む）

《研修の具体例》

- ・ 受講対象者を絞った研修会を実施し、研修の学びを実践により生かすことをめざします。
- ・ 障害種別に応じた支援学級の授業づくりの充実をめざします。
- ・ 支援教育コーディネーター養成研修を開催し、各校の校内支援体制の充実をめざします。

《令和6年度 研修概要》

- ◆ 支援教育研修（4テーマ）
 - A：支援教育専門研修（自立活動等）
 - B：通常学級の支援（学びのユニバーサルデザイン等）
 - C：多層型支援の充実(スクールワイドポジティブ行動支援等)
 - D：支援教育コーディネーター養成研修(愛着に課題が見られる児童生徒への対応等)
- ◆ 支援教育専門研修：
 - ①障がい種別に応じた授業づくり研修(自立活動も含む)
 - ②通級指導教室担当者養成研修
 - ③支援教育(看護)支援員研修
 - ④学校管理職研修
- ◆ その他：支援学級保護者会向けの研修(支援教育への理解啓発等)

4. 支援教育専門員について

1 支援教育専門員の位置づけ

令和5年度より、学校現場をバックアップすることや、学校の困りごとなどに対応することに特化した「支援教育専門員（人権施策室指導主事の業務も兼ねる）」を配置しました。

2 5月末までの活動報告

- 全ての小学校、中学校に定期巡回し、ヒアリングを実施
(一部、校内事情等により6月に対応した学校もあり)
(管理職が同席もしくは支援学級担任等と協議した内容を情報共有)
- 定期巡回以外に、17回の学校訪問を実施
- 研修会および学習会を7回開催
- 支援教育専門員として担当する主な業務および人権施策室指導主事として担当する主な業務に関する各種対応

4. 支援教育専門員について

支援教育専門員 として 担当する主な業務

- ・ 箕面市支援教育の推進に向けた各種相談等を実施
- ・ 各校を定期巡回、ニーズ等に応じた巡回を実施
- ・ 学校管理職を中心に、支援教育について情報共有する機会を設定
- ・ 管理職等の依頼に応じて、支援教育コーディネーターや支援学級担任、通級指導教室担当者と、校内支援体制について協議する機会を設定
- ・ 検証加配校の支援教育コーディネーターと支援教育の推進に向けた会議を定期的に行う
- ・ 支援学校リーディングスタッフと連携し、訪問相談や巡回相談の充実をめざす
(大阪府教育庁とも連携)
- ・ 校内支援体制の充実に向けたケース会議を開催

人権施策室指導主事 として 担当する主な業務

- ・ 支援教育に関する研修を開催
- ・ 支援教育担当者会を開催
- ・ 通級指導教室担当者との連携
- ・ 院内学級担当者との連携
- ・ 早期療育担当者との連携
- ・ ゆうやけの会、つばさの会の皆さまとの連携
- ・ 箕面市支援連携協議会にかかる連携、調整
- ・ 「LITALICO教育ソフト」のサポート
- ・ その他 本市にかかる業務など

4. 支援教育専門員について

3 学校訪問を通して見えてきた成果

◇校内支援体制

支援教育方針に基づいて、見直しが進んでいる。

◇支援学級教室での授業（いわゆる抽出授業）

- ・保護者と合意形成を図り、可能な限り必要な時間を実施している。
- ・個別だけでなく集団での支援学級の時間を設定している学校も増えている。

◇支援教育（看護）支援員

通常学級に在籍する児童生徒に対しても、積極的にサポートをしている。

◇通級指導教室担当者

校内支援委員会の中心的な役割を果たし、多くの児童生徒のサポートをしている。

◇支援教育コーディネーター

業務を兼務しながらも、積極的に課題等に向き合っている。

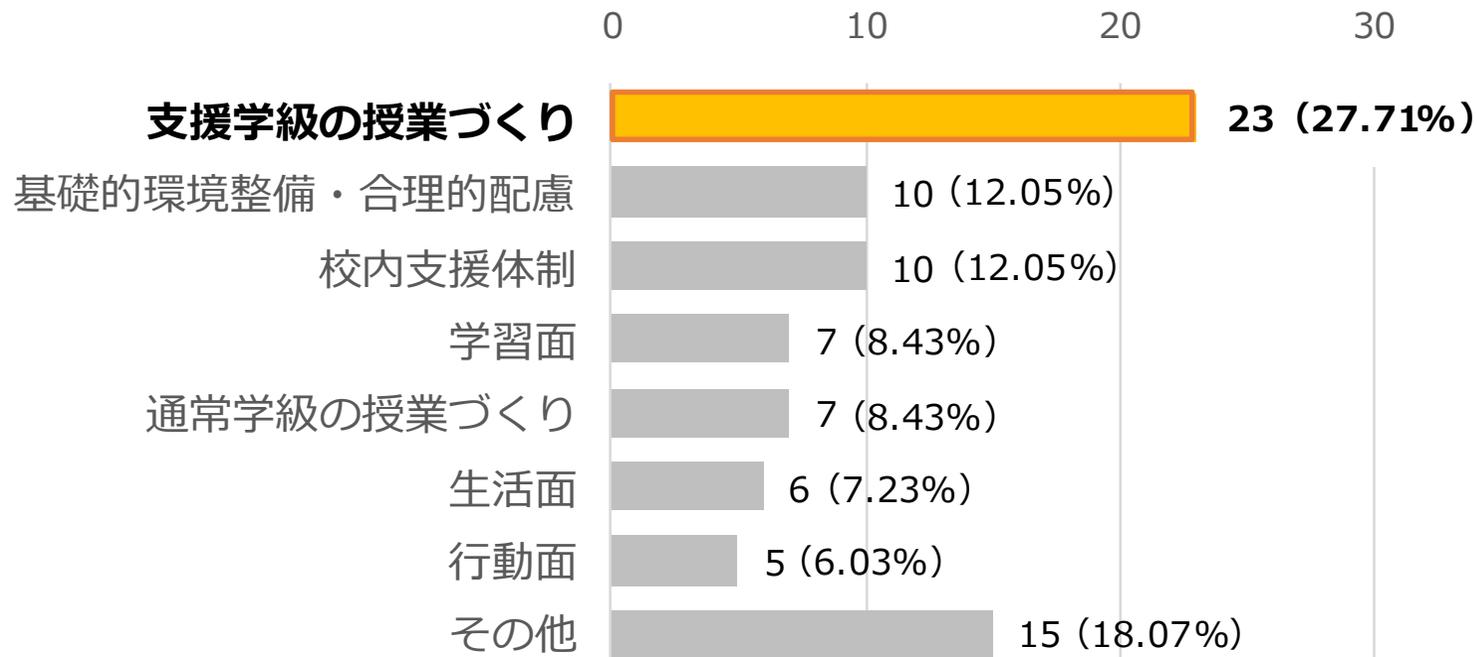
◇「LITALICO教育ソフト」

多くの学校で年度末までに保護者にアンケートを依頼し、新年度より児童生徒の実態に応じた個別の指導計画等に基づいて指導・支援を実施している。

4. 支援教育専門員について

4 学校訪問を通して見えてきた学校の悩み

支援教育専門員への相談内容（複数回答あり）



学校は、支援学級教室で実施する授業づくりに、日々悩んでおり、今後、支援学級の授業の専門性の向上などに注力していく必要がある。

①学びの場の充実

- ・支援学級在籍や通級指導教室を利用する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する
- ・個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みとして全小中学校に「LITALICO教育ソフト」を導入する
- ・「LITALICO教育ソフト」を活用し、個別の教育支援計画及び指導計画の共有、引き継ぎを行う
- ・通級指導教室を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・通級指導教室の利用者が多い学校には、複数名の教員配置を検討する
- ・通常学級での学習をベースに、合理的配慮で対応することができるかを判断し、合理的配慮での対応が難しい場合は、支援を足す発想で学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・支援学級に入級を希望する場合は、必ず、支援教育を担当する指導主事により、児童生徒の見立てを行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・就学支援委員会を新たに設けるのではなく、教育委員会内の連携を強化し、情報の集約、共有を行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての「支援教育介助員」を「支援教育支援員」に移行する
- ・資格要件があり専門性の高い任期付職員の「支援教育支援員」を増やし、支援教育の充実を図る
- ・小中一貫校及び大規模校（2校）については、任期付職員の「支援教育支援員」を1人体制から2人体制にする

②教職員の在り方

- ・全ての教職員を対象に「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を再認識するため、研修を継続的に実施する
- ・全ての教職員を対象に合理的配慮や支援教育に係る研修を実施する
- ・「LITALICO教育ソフト」を導入し、実態に即した個別の教育支援計画及び指導計画を作成するツールとして活用する
- ・通常学級の授業者への専門的な指導が必要であり、専門家による授業指導の頻度を増やす
- ・支援教育コーディネーターが、校内巡回や支援学級担任の育成など校内で中心的な役割として動きやすくする環境整備として、小中学校5校に加配の教員を配置し、効果を検証する
- ・支援教育コーディネーターに対し、支援教育の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許を取得するための費用をサポートし、特別支援学校教諭免許取得による知識向上により、専門性の向上を図る
- ・支援教育の専門性の向上を図るために、府立支援学校に派遣研修を実施する派遣後、校内にて研修報告会を実施し、支援学校の様々な取組等について共有し、派遣教員の専門性向上だけでなく校内の支援教育の底上げを行う
- ・文部科学省の提言を踏まえ、本市においても、採用された教諭が支援学級担任を経験することに努め、そのための環境整備として、令和6年度より、柔軟に人事異動を実施する

③保幼小中における連続性

- ・「保育・幼児教育センター」を活用し、全ての保育所、幼稚園や認定こども園に対し、小学校への引き継ぎ書類について周知徹底する
- ・校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保する
- ・連続性のある支援体制を構築するため、小中一貫校の活用や希望者においては小学校と中学校の人事交流などを行う
- ・小学校や中学校に入学後、2、3ヶ月の間を「実態を把握する期間」とし、書面での引き継ぎでは把握できない部分について、学校と保護者が確認する期間を設定する

④人権意識と障害理解

- ・全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権研修をより一層充実させ、児童生徒たちが安心して過ごすことのできる学級づくりを目指す
- ・教員の一人一人が自分事として、全ての児童生徒が個々の発達段階において、「できた」などの成功体験を通じ、自尊感情を高めることを目指しながら、主体的、対話的で深い学びにつながる授業づくりを行う
- ・「ともに学び ともに育つ」教育を推進する学校をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会の確保を図る

⑤特別支援学級及び通級に係る文部科学省通知について

- ・各校を巡回し、学校が抱える支援教育の課題に係る相談対応や、学校全体の支援教育のスキル向上のための指導助言に特化した、「支援教育専門員」を配置する
- ・文部科学省の通知の主旨のとおり、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしながら、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を行い、特別の教育課程を実施する
- ・約40年以上前から実施している「箕面市の支援教育」を大切に、「ともに学び ともに育つ」教育を引き続き実施するとともに、検討委員会で議論を重ねた様々な方策を実施する